

令和5年12月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和5年12月25日（月） 16時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	欠席	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 1名 3番 日高 仙三

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第12号 合意解約等について
- 第 3 報告第13号 新しい農業委員について
- 第 4 議案第55号 非農地証明について
- 第 5 議案第56号 あっせんについて
- 第 6 議案第57号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
- 第 7 議案第58号 荒廃農地の非農地判断について

○事務局

皆さんこんにちは。

本日は、3番委員とN推進委員から欠席の連絡を受けています。

それでは、定刻定足数に達していますのでこれから、令和5年12月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話電源を切りになるか、マナーモードに設定をお願いします。また、退席するときは、議長の許可をもらってから退席してくださいませようお願いします。

それでは、開会にあたり会長に御挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

皆さん、こんにちは。令和5年12月西之表市農業委員会定例総会につきましては、年末の大変忙しい中、出席をいただきまして、ありがとうございます。

今年も残すところ、今日入れて、あとちょうど1週間となりました。

また、12月議会におきまして、欠員だった農業委員も、議会の同意を受けまして、定数の14人となりました。後ほど報告があるかと思えます。

新しい体制となって約5か月が経過しました。新しく委員になられた方は、委員活動に大分なれてきたかと思えます。

委員の皆様には農業委員会という組織の一員として、農地法等に基づく業務と、農地利用の最適化のために、日々頑張ってください。

「農地の番人」とか昔は言われていましたけれどもまた、最近では、「農地を動かす人」と言い方も変わってきていたみたいです。今後とも引き続き頑張ってください。

また、新型コロナが5類になりましたが、最近、インフルエンザが流行っているようですので、皆さん手洗い、うがいをしっかりしていただきまして、体調管理には気をつけていただきたいと思います。

簡単ですが、開会の挨拶とします。

なお、議事運営がスムーズに終わりますよう、皆様の御協力をよろしく申し上げます。

○議長

それでは、本日の会議を開会します。

本日の日程は、配付しています議事日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録委員の指名を行います。

5番 中村逸夫委員、6番 山下委員を指名します。

続きまして日程第2、報告第12号「合意解約等について」です。事務局、報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第12号「合意解約等について」を説明します。

資料は1ページから2ページです。

今月の合意解約は、11件で、台帳現況地目畑の22筆、38,426平米の合

意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたけれども、今までなかった解約理由が今回から記載されていますので、あっせんに繋げていただければと思います。

続きまして日程第3、報告第13号「新しい農業委員について」です。事務局報告をお願いします。

○事務局

資料は、当初お配りした資料には付かないですけど、私が机の上に別添で置いてあったと思うのですが…あっ、出してない。すみません、資料はきっちり作っていたのですが、印刷してくるのを忘れていました。

別添で新しい農業委員名簿がついていますので、それを参考に私の読み上げた内容で御理解いただきたいと思います。資料は大丈夫でしょうか。

では読み上げて報告とさせていただきます。

7月の委員改選から1名欠員となっていました。令和5年12月議会において同意され、12月20日付けをもって任命されましたので報告します。

議席番号が14番、名越直樹、53歳、担当地区は、7月の臨時総会で決定していました榕城校区下方となります。

これに伴いまして、4番委員の担当地区は、榕城校区上方となります。

以上で説明を終わります。

14番委員、自己紹介をお願いします。

○14番委員

こんにちは。名越と申します。一生懸命頑張りますけど、右も左もまだ分からないものですから御指導よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。よろしくをお願いします。

続きまして日程第4、議案第55号「非農地証明について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第55号、「非農地証明について」を説明します。

資料は3ページです。

1番です。下西校区川迎地区です。台帳地目は畑ですが、平成9年頃から耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1の(エ)に基づく申請です。

続きまして2番です。安納校区軍場地区です。台帳地目は畑ですが、平成15年頃から耕作せず、現在は雑種地となっています。交付基準2に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。この件につきましては、11日に合同の現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○11番委員

11番です。12月11日に合同調査を行いましたので、報告します。

調査委員2名、担当委員、担当推進委員、立会人1名、事務局2名で調査しています。

まず整理番号1について報告します。

下西校区の下西小学校裏の道路沿いにあるアパートと人家に挟まれた圃場になっています。

この圃場は、上から見る限りでは、特に問題ないと思われませんが、実際のところ、道路から2メートルから2.5メートルぐらいの高い位置にあり、入り口がありません。従いまして圃場としては、道を作るところから始めなきゃいけないことになります。

ここは、申請者の方が親戚の方をお願いをして、人家の隣ということで年に1回草払いをしているとのことでした。

交付基準1の(エ)に基づく申請になっていますので、許可相当と考えます。

整理番号2について報告します。

安納校区軍場公民館の横にある圃場になります。

20年以上耕作をしていないということですがけれども、この横の道の県道をつくる際に、砂利を敷いて、申請をその時にしていなかったということで、そのままの状態になっています。

交付基準2に基づく申請となっていますので、許可相当と考えます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員から何か補足説明がありましたらお願いします。

まず、整理番号1については、担当委員が調査委員長なので補足説明は省略をしたいと思います。

続いて整理番号2ですがけれども、13番委員何か補足説明があったらお願いします。

○13番委員

13番です。調査委員長の言われたとおり、雑種地としての意見の一致を見たところでは。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、担当委員から補足説明がありました。この件につきまして、皆さんから、質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第55号「非農地証明について」の採決をします。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案を許可することに決定しました。

続きまして日程第5、議案第56号「あっせんについて」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第56号「あっせんについて」を説明します。

資料は4ページです。

1番です。「貸したい」の申出です。

場所は、安納校区大平地区となります。

賃料としましては、10アール当たり1万円、契約期間は5年を希望とのことです。

あっせん委員は、3番 日高委員と13番 古田委員にお願いしたいと思えます。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。この件につきまして、何か皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いします。

続きまして日程第6、議案第57号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題とします。

議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第57号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明します。

農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から、鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。

資料は5ページです。

1段目です。期間が令和5年12月31日から令和10年12月30日までの5年間、地目畑、面積11,698平米、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和5年12月31日から令和15年12月30日までの10年間、地目田、面積6,716平米、地目畑、面積114,471平米、合計面積121,187平米、利用権の設定をする者43人、受ける者1人です。

内訳につきましては、6ページから7ページを、詳細につきましては、8ページから54ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。

55ページをお開きください。

1段目です。期間が令和5年12月31日から令和10年12月30日までの5年間、地目畑、面積11,698平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和5年12月31日から令和15年12月30日までの10年間、地目田、面積、6,716平米、地目畑、面積、114,471平米、合計面積、121,187平米、利用権の設定をする者1人、受ける者16人です。

内訳につきましては56ページを、詳細につきましては57ページから84ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。中間管理事業分は担当委員からの報告はありません。

この件について何か質疑のある方はいませんか？

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第57号「農地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして日程第7、議案第58号「荒廃農地の非農地判断について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第58号「荒廃農地の非農地の判断について」を説明します。

資料は85ページから106ページです。

対象農地につきましては、8月から10月に委員の皆さんに行っていただいた農地の利用状況調査において、荒廃農地として挙げていただいた農地を、再度、今月調査をしていただきました、その調査結果を現況地目の欄に記載していますので、本日の定例総会において、非農地として判断するかどうかを決めていただきます。

前回調査した時は、原野、山林だったところが、元の田、畑に戻っている場合があります。今回の調査に基づき、原野、山林、雑種地と確認していただいた土地を非農地と判断してよろしいか、審議いただきたいと思えます。

なお、対象農地、404筆、面積528,847平米のうち、原野が300筆、面積が、404,501平米、山林が68筆、83,380平米、雑種地が1筆、55平米、田が8筆、5,370平米、畑が27筆、35,541平米となっています。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。これは皆さんが再度現地を回っていた結果の報告です。

ただいまの説明につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

○7番委員

7番です。

今回の調査で現況地目が変わっているのですが、登記簿上は、田、畑で登録されていると思うんですが、この場合、固定資産税はどうなるのでしょうか？これは現況地目に変更されていくのでしょうか？

○議長

事務局お願いします。

○事務局

今回の総会を受けまして、これが承認されましたら、農業委員会から所有者に、「農地から農地以外だと判断しました」という「非農地通知書」を送ります。

その文書をもって所有者が自分たちで法務局に地目変更申請をすれば、税金関係も変わってくることになります。

○議長

よろしいでしょうか。「非農地通知書」を農業委員会から送っても、地目変更をしないでそのままにしている方がたくさんいます。法務局で地目変更の手続きをしなければならぬのですけれども、これの手続きをしないといつまでも田、畑の地目のままということになりますので、「非農地通知書」を受け取った方は、地目の変更申請をお願いしたいと思います。

ほかに。

○事務局

すみません、ちょっと補足です。税務課と法務局には、今回の一覧表を送ることになります。法務局と税務課につきましては、情報を持つことになります。

法務局では、原則、本人が地目変更申請をしなければ、登記簿の地目が変わることはないです。

税務課は、情報をもらって、課税をどうするかは税務課の判断になります。

農業委員会としては、今回総会で承認をもらった分を、税務課と法務局に一覧表を送って終わりとなります。

「非農地通知書」は、年に1回通知をするのですが、早く地目を変えたい方は「非農地証明」の申請をしてもらって毎月開催する定例総会で承認ということになります。

以上です。

○議長

ということですよよろしいでしょうか？

○Y推進委員

安城のYですけれども、今、一覧の中に273番で2,005㎡の名義人Yとありますけれども、これが現況原野となっているのですが、自分の親の名義で私が耕作しているのですけれども、どうして原野になっているのかなと思ったところで

○事務局

しばらくお待ちください。

今、地図を確認しましたら、一覧表の地番が間違っていました。修正をお願いします。99ページ273番の地番を〇〇〇に、名義人を△△△に、面積を3,486平米に修正してください。これに伴い106ページの合計面積を530,328平米に修正をお願いします。

○議長

よろしいでしょうか。

ほかにないですか。

(挙手無し)

無いようですので議案第58号「荒廃農地の非農地判断について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は、「業務上知り得た秘密を漏らしてはならない」「その職を退いた後も同様とする」となっています。皆様、守秘義務をしっかりと守っていただきたいと思えます。

会 長 _____ 印

5 番 委 員 _____ 印

6 番 委 員 _____ 印